

●包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対象表<正誤表>

①1ページ目

<正>

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○包括許可取扱要領 (平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)

改	正	後	現	行
---	---	---	---	---

<誤>

包括許可取扱要領の一部を改正する通達新旧対照表 (傍線部分は改正部分、各様式については波線部分が改正部分)

○包括許可取扱要領 (平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号)

改	正	後	現	行
---	---	---	---	---

②11ページ目

<正>

(8) 特定子会社包括許可申請明細書 (様式第15)
①~⑥ (略)
(削る)

(9) ~ (10) (略)

(8) 特定子会社包括許可申請明細書 (様式第15)
①~⑥ (略)
⑦「提出書類確認表」の欄

申請に際し、特定子会社包括許可申請明細書以外の提出書類の名称及び通数をすべて記載してください。

(9) ~ (10) (略)

<誤>

(8) 特定子会社包括許可申請明細書 (様式第15)
①~⑥ (略)
(削る)

(9) ~ (10) (略)

(8) 特定子会社包括許可申請明細書 (様式第15)
①~⑥ (略)
⑦「提出書類確認表」の欄

申請に際し、特定子会社包括許可申請明細書以外の提出書類の名称及び通数をすべて記載してください。

(9) ~ (10) (略)

③14ページ目

<正>

[5の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域
(略)		(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(3)~ <u>(5)</u> に掲げる技術		(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第6項第1号に該当するもの		(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第6項第2号に該当するもの	特別一般	特別一般	一般	—
外為令別表の5の項(8)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第7項に該当するもの		(略)	(略)	(略)

[5の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域
(略)		(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(3)~ <u>(6)</u> に掲げる技術		(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第7項に該当するもの		(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
外為令別表の5の項(8)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第8項に該当するもの		(略)	(略)	(略)

<誤>

[5の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域
(略)		(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(3)~ <u>(5)</u> に掲げる技術		(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第6項第1号に該当するもの		(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(8)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第7項に該当するもの		(略)	(略)	(略)

[5の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域
(略)		(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(3)~ <u>(6)</u> に掲げる技術		(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第7項に該当するもの		(略)	(略)	(略)
外為令別表の5の項(8)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第8項に該当するもの		(略)	(略)	(略)